

宗像市立自由ヶ丘中学校父母教師会旅費規定

1. この規定は、会長の承認により、会員がP T Aを代表して派遣される次の事項の場合に支給される旅費の、適正な支出をはかることを目的とする。
 - (1) 各種講演会、研修会等への出席及び関係諸施設の視察見学等
 - (2) 各種協議会等への出席及び関係諸団体との連絡等
2. 旅費は交通費、日当、宿泊費として次の額を支給する。
 - (1) 校区内の場合、支給しない。
 - (2) 宗像市内の場合、交通費（日当を含む）500円を支給する。
 - (3) 宗像市以外の場合、交通費実費とし、日当500円を支給する。
(但し、自家用車を使用の場合は、交通費1,000円を支給する。)
 - (4) 終日派遣の場合は、日当1,000円を支給する。
 - (5) 宿泊費は実費とし、10,000円を限度として支給する。
 - (6) 自家用車の使用は任意であるが、事故の場合の保障についてはP T A保険の範囲内とする。
3. この規定の適用を受けた者は、所定の報告書を会計に提出しなければならない。
4. 旅費は一般会計より支払う。
5. この規定に疑義が生じた場合、または特別な場合は、本部役員会で協議し運営委員会で承認を受ける。

(附 記)

この規定は、昭和59年11月 1日より実施する。

一部改正 平成 9年4月25日

一部改正 平成15年4月 1日

一部改正 平成17年3月14日